証券コード　3396
平成30年５月14日

株　主　各　位

神戸市中央区浪花町59番地
株式会社フェリシモ
代表取締役社長　矢　崎　和　彦

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成30年５月29日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年５月30日（水曜日）午前10時

２．場　　所　神戸市須磨区弥栄台二丁目７番地
エスパスフェリシモホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第53期（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第53期（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬算定方法の変更の件

４．議決権行使についてのご案内

（１）当日ご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（２）書面により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年５月29日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

（３）インターネットにより議決権を行使される場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、平成30年５月29日（火曜日）午後５時までに行使してください。

以　上

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.felissimo.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

２．議決権行使のお取扱いについて

（１）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

（２）議決権の行使期限は、平成30年５月29日（火曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（３）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（４）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

３．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

（１）パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（２）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（３）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

４．インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

（１）インターネットによる議決権行使に関するご不明な点は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート
【専用ダイヤル】0120－652－031　（午前９時～午後９時）

（２）ご登録の住所・株式数などについては、以下にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社にお問い合わせください。

②証券会社に口座をお持ちでない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行事務センター
【専用ダイヤル】0120－782－031　（平日午前９時～午後５時）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

経営成績に関する分析

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調で推移いたしました。また、個人消費や消費マインドは持ち直し、個人消費は総じて底堅い動きが続いていました。しかしながら、欧州・北米における保護主義的な風潮の広がりや、アジアでの地政学上のリスクへの懸念から、景気の先行きについては不透明な状況のまま推移していました。

このような状況の中、当社グループは「しあわせ社会学の確立と実践」という経営理念のもと、主力事業である定期便（コレクション）事業の収益力改善と次代を担う新たな事業の育成に取り組んでまいりました。

定期便（コレクション）事業では、デザインを選んでいただける販売方法に転換したファッションは、Webに注力した販売活動、新たなターゲットに向けたブランドの立ち上げにより、顧客獲得が前期に比べ好調に推移したことと単価が伸びたことで、第４四半期においては前年同期の売上げを上回る実績まで回復しました。一方、生活雑貨ではスタイル提案に特化したインテリア・収納が前期より売上げを伸ばし、インナー、家事雑貨、ユーモアなどのカテゴリーでも特徴ある商品による新規顧客の獲得は好調でしたが、既存顧客からの売上げは減少しました。

顧客数については、商品CMとタイアップしたキャンペーン施策やWebに注力した販売活動が奏功し、新規顧客は前期を若干上回る獲得実績になりました。また、ダイレクトメールやWebからの受注が改善したこと、60代に向けたダイレクトメールの取り組みにより、復活顧客についても通期において増加いたしました。しかしながら、継続顧客が減少したことにより、定期便（コレクション）事業全体の売上げは減少いたしました。

新規事業の分野では、自社ECである「haco!（ハコ）」及び越境ECの成長に加え、ふるさと納税やEC運用等受託事業が進捗し、出品・出稿型のプラットフォーム開放事業も開始し、それぞれ売上げを伸ばしました。

これらの活動の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、29,285百万円（前期比　5.2%減）となりました。売上高が減少したことで、返品調整引当金戻入額及び繰入額調整後の売上総利益は15,473百万円（前期比　4.5%減）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、前期末に固定資産に係る減損損失を特別損失として計上したことによる減価償却費の減少や、広告費及び販売費については商品出荷件数の減少による影響や効率改善によるコスト削減効果により、14,614百万円（前期比　12.5%減）となりました。これらの結果、営業利益は859百万円（前期は営業損失499百万円）となりました。

営業外損益では、受取利息等の営業外収益が103百万円に対して為替差損等の営業外費用が46百万円となり、経常利益は915百万円（前期は経常損失493百万円）となりました。また、第４四半期に当社が保有しオフィスとして使用しておりました有形固定資産を売却したこと等により、特別利益を90百万円計上いたしました。

これらの結果、税金等調整前当期純利益は1,006百万円（前期は税金等調整前当期純損失7,495百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は996百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失7,548百万円）となりました。

品目別売上高

品　　目	金　　額	前期比（%）
服飾・服飾雑貨　（百万円）	20,220	93.7
生活関連　（百万円）	7,791	98.8
その他　（百万円）	1,274	88.2
合計　（百万円）	29,285	94.8

（注）その他は、品目に分類していない売上げ（新規事業分野の一部の売上げ、複数品目をセットして販売した売上げ、送料売上げ、書店へのカタログ販売等）であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は604百万円であります。その主な内容は次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

当社　顧客応対システム

インターネットを基盤とした販売システム

ロ．当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	平成26年度 第50期	平成27年度 第51期	平成28年度 第52期	平成29年度 第53期(当期)
売　上　高(百万円)	37,703	34,609	30,906	29,285
経常利益(△損失)(百万円)	△383	374	△493	915
親会社株主に帰属する当期純利益(△損失)(百万円)	△1,921	657	△7,548	996
1株当たり当期純利益(△損失)　(円)	△194.82	66.69	△980.28	143.32
純　資　産(百万円)	24,697	24,984	14,899	16,022
総　資　産(百万円)	38,822	37,401	29,062	29,846
1株当たり純資産額　(円)	2,504.05	2,533.19	2,143.91	2,305.11

(注) １株当たり当期純利益（△損失）は期中平均株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社LOCCO	30百万円	100.00%	物流事業
株式会社cd.	10百万円	66.70%	経営コンサルタント業

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、主力事業である定期便（コレクション）事業を再構築しつつ、「クラスター戦略」に基づき、既存ブランドを再編成し、新規ブランドの創出を行うと同時に、成長を担う新規事業の開発と育成を課題として全社で共有し、経営に取り組んでまいります。

当社の定期便（コレクション）事業につきましては、定期便を強化すべく、キャンペーン施策により新規復活顧客の増加策とともに、定期便の継続顧客のためのサービス拡充等を行い、顧客体験価値の向上を図ってまいります。同時に、「クラスター戦略」に基づき、既存の各ブランドの存立目的に応じた直接・間接の事業活動を深化させ、それにあわせてコミュニケーションを見直してまいります。

新規事業の分野につきましては、引き続き成長軌道にある「haco!（ハコ）」や自社越境EC事業に追加リソースを投入いたします。出品・出稿型のプラットフォーム開放事業は、定期便顧客との親和性を高める商材を重点的に開拓し成長軌道に乗せ、物流リソースを開放した事業に関しても平成31年２月期中に成長軌道に乗せる予定です。また、平成30年２月期より取り組んでおります西日本旅客鉄道株式会社との越境EC及び国内EC事業に関する提携においても、地域共生の流れに乗った商品の販売を強化してまいります。

平成31年２月期も更なる顧客体験価値の魅力度向上を目標として、中長期的な経営方針である「FELISSIMO VISION 2026 STAGE 4」に基づき、特定の価値観に共感する顧客セグメントに対して多様なテーマ設定を行い、そのテーマ設定に沿った魅力的な商品・サービスを提案することで、共感をベースとした顧客との継続的な関係性の確立を目指してまいります。

なお、平成31年２月期の当社グループの目標としております経営指標は、連結売上高30,215百万円（前期比　3.2％増）、連結営業利益517百万円（前期比　39.8％減）、連結経常利益576百万円（前期比　37.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益563百万円（前期比　43.4％減）を見込んでおります。

平成31年２月期の売上高につきましては、定期便（コレクション）事業及び新規事業ともに増収の計画となっておりますが、販売費及び一般管理費のうち顧客へ商品を出荷する際の配送料が平成30年２月期に比べて上昇する見通しであることから、商品送料の増加を見込んでおります。今後配送関連コスト及び他の経費についても見直しを行い利益水準の向上を図ってまいりますが、現時点では平成31年２月期の利益につきましては減益の計画としております。

(5) 主要な事業内容（平成30年２月28日現在）

当社グループは単一セグメントであるため、主たる事業である通信販売事業について記載しております。

事　　業	主　　要　　商　　品
通信販売事業	服飾・服飾雑貨（衣料品、身の回り品）、生活関連品（住宅用品、生活用品、美容健康関連、手芸・余暇関連、食品）等をカタログ、インターネット等を通じて通信販売しております。

(6) 主要な営業所等（平成30年２月28日現在）

（当社事業所）

事　業　所	所　　在　　地
本社	神戸市中央区浪花町59番地
エスパスフェリシモ（受注・物流センター）	神戸市須磨区
東京オフィス	東京都渋谷区

（注）大阪オフィス（大阪市北区）は、平成29年12月25日付で閉鎖いたしました。

（子会社の主要な拠点）

子　会　社　名　称	所　　在　　地
株式会社LOCCO	神戸市須磨区
株式会社cd.	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（平成30年２月28日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
377（331）名	9名減（25名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
377（331）名	9名減（25名減）	42歳9ヵ月	17年1ヵ月

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年２月28日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	3,000百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年２月28日現在）

① 発行可能株式総数　33,427,200株

② 発行済株式の総数　10,043,500株

③ 株主数　7,292名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社目神山事務所	803,200株	11.55%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	453,300株	6.52%
矢崎和彦	300,140株	4.31%
フェリシモ共創会	281,600株	4.05%
子守康範	262,640株	3.77%
星美佐	262,636株	3.77%
子守康輝	262,636株	3.77%
宮脇恒	246,956株	3.55%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	204,700株	2.94%
フェリシモ従業員持株会	179,744株	2.58%

（注）１．当社は、自己株式3,093,802株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年２月28日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	矢崎和彦	新事業開発本部長
常務取締役	矢崎真理	クラスター統括本部長兼クラスターＭＣ本部長 コーポレートスタイルデザイン本部担当
取締役	松田克二	フルフィルメント本部長
取締役	松本和子	クラスター開発本部長兼ファッション事業部長
取締役 （監査等委員）	藤田清文	弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士 東洋グリーン株式会社　社外取締役 いちごグリーンインフラ投資法人　監督役員 株式会社幸和製作所　社外取締役
取締役 （監査等委員）	小林公司	公認会計士小林公司事務所　公認会計士
取締役 （監査等委員）	浅田恒博	税理士法人a-office　代表社員　税理士 日本税理士会連合会　副会長 近畿税理士会　会長 公益財団法人 日本税務研究センター　理事長

（注）１．取締役（監査等委員）藤田清文氏、小林公司氏及び浅田恒博氏は、社外取締役であります。また、当該３氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に独立役員届出書を提出しております。

２．取締役（監査等委員）小林公司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．取締役（監査等委員）浅田恒博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会スタッフを配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

５．平成29年５月30日開催の第52期定時株主総会の終結の時をもって、取締役星正氏は任期満了により退任いたしました。

６．平成29年５月30日開催の第52期定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員・常勤）村上不二男氏は辞任により退任いたしました。

② 当事業年度の末日後における取締役の担当の異動（平成30年３月１日付）

地　位	氏　名	異動後	異動前
取締役	松田克二	ＭＡＬＯＧＩＣ本部長	フルフィルメント本部長

③　執行役員の状況（平成30年２月28日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
上級執行役員	青木史子	新事業開発本部長付兼社長室長
執行役員	若狭文男	クラスター開発本部生活雑貨事業部長
執行役員	金水　正	コーポレートスタイルデザイン本部長兼総務部長
執行役員	葛西龍也	新事業開発本部長付兼haco!事業部長 株式会社cd.代表取締役社長
執行役員	宮本孝一	経営企画室長

④　取締役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　　数	支　　給　　額
取締役（監査等委員を除く）	５名	104百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	４名 （３名）	13百万円 （９百万円）
合　　計 （うち社外取締役）	９名 （３名）	118百万円 （９百万円）

（注）１．合計欄は、実際の支給人数を記載しております。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成28年５月26日開催の第51期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額40百万円以内と決議いただいております。
４．業績の低迷を受け、経営責任を明確にするため、平成29年３月から平成30年２月まで、次のとおり報酬の減額を実施しております。
・代表取締役社長　　月額報酬の20％を減額
・取締役（監査等委員を除く）　月額報酬の10％を減額

⑤　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役の重要な兼職先は、それぞれ次のとおりです。なお、いずれも当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

		重　要　な　兼　職　先
取締役 (監査等委員)	藤　田　清　文	弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士 東洋グリーン株式会社　社外取締役 いちごグリーンインフラ投資法人　監督役員 株式会社幸和製作所　社外取締役
取締役 (監査等委員)	小　林　公　司	公認会計士小林公司事務所　公認会計士
取締役 (監査等委員)	浅　田　恒　博	税理士法人a-office　代表社員　税理士 日本税理士会連合会　副会長 近畿税理士会　会長 公益財団法人　日本税務研究センター　理事長

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

		活　動　状　況
取締役 (監査等委員)	藤　田　清　文	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地と豊富な経験から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小　林　公　司	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地と豊富な経験から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	浅　田　恒　博	当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に出席し、また監査等委員会14回のうち11回に出席いたしました。税理士としての専門的見地と豊富な経験から、適宜、必要な発言を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　ＰｗＣあらた有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬　　38百万円

・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　38百万円

（注）１．会社法監査と金融商品取引法監査の報酬等の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの基本方針」について、以下のとおり決議しております。

① 業務の適正を確保するための基本方針

イ．当社の経営目的は経営理念の実践にあり、経営理念の実践をすべての企業活動の根本とする。

ロ．当社は、しあわせ社会学の確立と実践を経営理念と定め、事業活動を通じて、永続的発展的なしあわせ社会を創造することを目指す。

ハ．当社は、事業活動を通じてお客さま、従業員、ビジネスパートナー、株主の皆さま、それぞれの価値の調和をとりながらしあわせ社会価値を高めることを目指す。

ニ．当社の使命は、しあわせ社会価値の伝播と高次化にあり、その結果として売上、利益がもたらされ、この使命と結果の順序が重要と考える。

ホ．当社は、経営理念の実践をより実効的にするため行動規範（コーポレート・スタイル）を制定し、当社グループ内への浸透を図る。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の取締役は、経営理念に則った価値観に基づく行動を率先垂範し、当社グループ内へ法令、定款及び企業倫理の遵守の徹底を図る。

ロ．当社は、監査等委員である社外取締役を委員として含むコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の維持発展を行う。

ハ．当社は、コンプライアンス相談窓口を設置し、法令、定款及び社内規程等に違反する事実やそのおそれがある行為を早期に発見し、是正するための仕組みを構築し、維持する。

ニ．内部監査室は、各部門の業務監査を行い、必要に応じて体制の整備や改善について代表取締役社長に報告する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、定款及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。

ロ．取締役は、前項の情報をいつでも閲覧することができる。

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体を取り巻くリスクを適切に管理するためリスク管理規程を制定し、リスク対応の実効性を高めるためリスク委員会を設置する。

⑤　当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項について機動的な意思決定を行う。

ロ．取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜に取締役会に報告する。

ハ．職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行の効率化を図る。

⑥　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理の方針と体制を定め、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。

ロ．当社取締役会は、定期的に関係会社の経営成績及び財政状態等について担当取締役より報告を受け、継続的に管理体制の改善及び向上に努める。

ハ．内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、定期的に関係会社の監査を実施する。

⑦　監査等委員会を補助すべき使用人に関する事項

イ．当社は、監査等委員会がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。

ロ．監査等委員会を補助するスタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、当該スタッフに対する指揮命令は、原則として同委員会委員長が行うものとする。

⑧　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

イ．当社及び子会社の取締役及び従業員は、当社グループに重大な損害を与える事項や重大な法令・定款違反行為または不正行為を発見したときは、速やかに当社監査等委員会に報告する。

ロ．当社監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社及び子会社の取締役及び従業員に求めることができる。

ハ．当社は、前２項に従い監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように必要な措置を講ずるものとする。

⑨　当社の監査等委員の職務執行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

イ．監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。

ロ．監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの費用は、監査費用として認める。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会は、役員（代表取締役、業務執行担当取締役、執行役員）と定期的なミーティングを開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

ロ．監査等委員会は、取締役会のほか重要と思われる会議に出席し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について役員（代表取締役、業務執行担当取締役、執行役員）及び従業員に対して説明を求めることができる。

当社では、上記の基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

コンプライアンスに対する取組み状況

取締役及び総務部門が中心となり、経営理念及び行動規範の周知と浸透を図るとともに、法務部門が業務に関連する法令順守のための社内研修及び連絡会を実施いたしました。また、社内外に設置しておりますコンプライアンス相談窓口につきましても社内に周知し、その活用を図っております。

損失の危険の管理に対する取組み状況

リスク管理規程に基づき、想定されるリスクを抽出・評価し、定期的にリスク委員会を開催しリスク管理活動のモニタリングを実施いたしました。

職務執行の効率性及び適正の確保に対する取組み状況

毎月定期的に開催する取締役会及び幹部社員をメンバーとする定例会議において、月次業績の分析、評価及び今後の対策の検討を行ったほか、業務執行担当取締役及び執行役員の業務の執行状況等につきましても報告が行われました。

監査等委員会による監査の実効性の確保に対する取組み状況

監査等委員全員が取締役会に出席しております。また、監査等委員会を補助するスタッフがその他の社内重要会議へ出席し、取締役等から業績、経営計画等に関する報告を受け、監査等委員会においてそれらの内容を報告しております。さらに、監査等委員会は代表取締役、業務執行担当取締役、執行役員、会計監査人、内部監査室等と定期的なミーティングを開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図りました。

連結貸借対照表

（平成30年２月28日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**26,610**	**流動負債**	**7,365**
現金及び預金	19,251	支払手形及び買掛金	1,346
売掛金	2,710	電子記録債務	1,390
信託受益権	542	支払信託	2,575
商品	3,651	未払金	1,113
貯蔵品	82	リース債務	32
その他	407	未払法人税等	44
貸倒引当金	△34	未払消費税等	46
固定資産	**3,236**	売上値引引当金	13
有形固定資産	**1,386**	返品調整引当金	90
建物及び構築物	58	販売促進引当金	217
機械装置及び運搬具	12	賞与引当金	154
工具器具備品	23	その他	339
土地	1,291	**固定負債**	**6,459**
リース資産	0	長期借入金	3,000
無形固定資産	**433**	リース債務	8
ソフトウエア	359	繰延税金負債	12
その他	73	退職給付に係る負債	3,073
投資その他の資産	**1,417**	資産除去債務	87
投資有価証券	1,187	その他	277
その他	229	**負債合計**	**13,824**
		純資産の部	
		株主資本	**16,131**
		資本金	1,868
		資本剰余金	4,842
		利益剰余金	12,453
		自己株式	△3,033
		その他の包括利益累計額	**△111**
		その他有価証券評価差額金	28
		繰延ヘッジ損益	△16
		退職給付に係る調整累計額	△123
		非支配株主持分	**2**
資産合計	**29,846**	**純資産合計**	**16,022**
		負債及び純資産合計	**29,846**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**29,285**
売上原価		**13,847**
売上総利益		**15,438**
返品調整引当金戻入額		125
返品調整引当金繰入額		90
差引売上総利益		**15,473**
販売費及び一般管理費		**14,614**
営業利益		**859**
営業外収益		
受取利息	20	
受取家賃	26	
受取補償金	12	
預り金精算益	7	
信託受益権運用益	4	
その他	31	103
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	43	
その他	1	46
経常利益		**915**
特別利益		
固定資産売却益	90	90
税金等調整前当期純利益		**1,006**
法人税、住民税及び事業税	11	11
当期純利益		**995**
非支配株主に帰属する当期純損失		1
親会社株主に帰属する当期純利益		**996**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,868	4,842	11,457	△3,033	15,135
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			996		996
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	996	△0	995
当期末残高	1,868	4,842	12,453	△3,033	16,131

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13	10	△259	△235	―	14,899
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						996
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14	△26	136	124	2	126
当期変動額合計	14	△26	136	124	2	1,122
当期末残高	28	△16	△123	△111	2	16,022

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年２月28日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**26,586**	**流動負債**	**7,365**
現金及び預金	19,227	支払手形	345
売掛金	2,691	電子記録債務	1,390
信託受益権	542	支払信託	2,575
商品	3,651	買掛金	1,000
貯蔵品	82	リース債務	32
前払費用	163	未払金	1,114
その他	262	未払費用	107
貸倒引当金	△34	未払法人税等	44
固定資産	**3,272**	未払消費税等	46
有形固定資産	**1,386**	前受金	37
建物	58	預り金	170
構築物	0	売上値引引当金	13
機械及び装置	12	返品調整引当金	90
車両運搬具	0	販売促進引当金	217
工具器具備品	23	賞与引当金	154
土地	1,291	その他	24
リース資産	0	**固定負債**	**6,335**
無形固定資産	**432**	長期借入金	3,000
ソフトウエア	358	リース債務	8
その他	73	繰延税金負債	12
投資その他の資産	**1,453**	退職給付引当金	2,950
投資有価証券	1,187	資産除去債務	87
関係会社株式	40	その他	277
長期前払費用	8	**負債合計**	**13,701**
その他	217	純資産の部	
		株主資本	**16,145**
		資本金	**1,868**
		資本剰余金	**4,842**
		資本準備金	4,842
		利益剰余金	**12,468**
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	12,443
		別途積立金	10,660
		繰越利益剰余金	1,783
		自己株式	**△3,033**
		評価・換算差額等	**11**
		その他有価証券評価差額金	28
		繰延ヘッジ損益	△16
資産合計	**29,858**	**純資産合計**	**16,157**
		負債及び純資産合計	**29,858**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**29,283**
売上原価		**13,849**
売上総利益		**15,433**
返品調整引当金戻入額		125
返品調整引当金繰入額		90
差引売上総利益		**15,468**
販売費及び一般管理費		**14,605**
営業利益		**862**
営業外収益		
受取利息	18	
受取家賃	27	
受取補償金	12	
預り金精算益	7	
信託受益権運用益	4	
その他	35	105
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	43	
その他	1	46
経常利益		**922**
特別利益		
固定資産売却益	90	90
税引前当期純利益		**1,012**
法人税、住民税及び事業税	11	11
当期純利益		**1,001**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,868	4,842	4,842	24	10,660	781	11,466
当期変動額							
当期純利益						1,001	1,001
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,001	1,001
当期末残高	1,868	4,842	4,842	24	10,660	1,783	12,468

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,033	15,143	13	10	24	15,167
当期変動額						
当期純利益		1,001				1,001
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			14	△26	△12	△12
当期変動額合計	△0	1,001	14	△26	△12	989
当期末残高	△3,033	16,145	28	△16	11	16,157

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年４月19日

株 式 会 社 フ ェ リ シ モ
取 締 役 会　御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　西　川　浩　司　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社フェリシモの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フェリシモ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年４月19日

株 式 会 社 フ ェ リ シ モ
取 締 役 会　御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　西　川　浩　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フェリシモの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、内部統制所管部門から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年４月26日

株式会社フェリシモ　監査等委員会

監査等委員　藤　田　清　文 ㊞

監査等委員　小　林　公　司 ㊞

監査等委員　浅　田　恒　博 ㊞

(注) 監査等委員 藤田清文、小林公司及び浅田恒博は会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第53期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案いたしまして、１株につき５円といたしたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開資金として活用し、業績の向上に努める所存であります。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき５円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は34,748,490円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年５月31日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	矢崎和彦（やざき かずひこ） (昭和30年７月10日生)	昭和53年４月　当社入社　事業本部長 昭和55年１月　取締役事業本部長 昭和59年４月　常務取締役マーケティング本部長 昭和60年４月　専務取締役マーケティング本部長 昭和61年４月　取締役副社長 昭和62年４月　代表取締役社長（現任） 平成26年３月　新事業開発本部長（現任）	300,140株
2	矢崎真理（やざき まさよし） (昭和57年６月７日生)	平成17年４月　京セラ株式会社入社 平成20年３月　当社入社 平成25年３月　事業企画部長兼社長室長 平成25年５月　取締役 平成26年３月　新事業開発本部事業企画部長 平成27年３月　経営企画室長 平成28年３月　ＣＦＶ事業統括本部長 平成28年５月　常務取締役（現任） 平成28年12月　ＣＦＶ事業統括本部長兼会員営業部長 平成29年３月　クラスター統括本部長兼クラスターＭＣ本部長（現任） 平成29年５月　コーポレートスタイルデザイン本部担当（現任）	175,956株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	松田克二（まつだかつじ） (昭和35年10月14日生)	昭和60年４月　当社入社 平成15年12月　執行役員販売企画本部長 平成16年６月　取締役（現任）販売企画本部長 平成17年３月　マーケティング本部販売企画部長 平成20年３月　マーケティング本部第２事業部長 平成22年３月　コーポレートスタイルデザイン本部経営企画部長 平成23年５月　情報システム本部長 平成25年３月　フルフィルメント本部長 平成30年３月　ＭＡＬＯＧＩＣ本部長（現任）	6,300株
4	松本和子（まつもとかずこ） (昭和36年11月25日生)	昭和59年４月　当社入社 平成11年２月　商品開発統括本部ファッション部長 平成14年２月　コレクション事業統括本部第４コレクション部長 平成16年３月　商品開発本部第２マーケティング部長 平成17年３月　マーケティング本部第２事業部長 平成19年３月　執行役員マーケティング本部第２事業部長 平成21年２月　執行役員マーケティング本部マーケティング推進部長 平成24年３月　執行役員マーケティング本部長 平成25年３月　執行役員経営企画室長 平成25年５月　取締役（現任） 平成26年３月　マーケティング本部長 平成27年３月　ＣＦＶ事業本部長 平成28年12月　ＣＦＶ事業本部長兼ファッション事業部長 平成29年３月　クラスター開発本部長兼ファッション事業部長（現任）	9,100株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	藤田清文（ふじた きよふみ） (昭和47年７月21日生)	平成10年４月　最高裁判所司法研修所入所 平成12年４月　弁護士登録 淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所（現任） 平成18年７月　当社監査役 平成26年５月　当社取締役 平成28年３月　東洋グリーン株式会社　社外取締役（現任） 平成28年５月　当社取締役　監査等委員（現任） 平成28年６月　いちごグリーンインフラ投資法人監督役員（現任） 平成29年５月　株式会社幸和製作所　社外取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ 弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士 東洋グリーン株式会社　社外取締役 いちごグリーンインフラ投資法人　監督役員 株式会社幸和製作所　社外取締役	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	小林公司（こばやし こうじ） (昭和17年１月３日生)	昭和42年10月　プライスウォーターハウス会計事務所入所 昭和45年５月　公認会計士登録 昭和58年６月　青山監査法人設立 昭和59年７月　青山監査法人　代表社員 平成12年４月　中央青山監査法人　代表社員 平成18年10月　公認会計士小林公司事務所開所（現任） 平成20年４月　中央大学大学院国際会計研究科特任教授 平成23年５月　当社監査役 平成25年６月　旭化成株式会社　社外監査役 平成28年５月　当社取締役　監査等委員（現任） ［重要な兼職の状況］ 公認会計士小林公司事務所　公認会計士	1,000株
3	浅田恒博（あさだ つねひろ） (昭和29年３月31日生)	昭和52年４月　大阪国税局入局 昭和62年９月　税理士登録　浅田博税理士事務所入所 平成２年２月　浅田恒博税理士事務所（現税理士法人a-office）開所 平成14年５月　当社監査役 平成23年６月　近畿税理士会　副会長 平成23年７月　日本税理士会連合会　専務理事 平成25年７月　税理士法人a-office設立　代表社員（現任） 平成27年６月　近畿税理士会　会長（現任） 平成27年７月　日本税理士会連合会　副会長（現任） 平成28年５月　当社取締役　監査等委員（現任） 平成29年６月　公益財団法人 日本税務研究センター　理事長（現任） ［重要な兼職の状況］ 税理士法人a-office　代表社員　税理士 日本税理士会連合会　副会長 近畿税理士会　会長 公益財団法人 日本税務研究センター　理事長	5,800株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．藤田清文氏、小林公司氏及び浅田恒博氏は、社外取締役候補者であります。
３．藤田清文氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通しているほか、当社社外監査役としての職務経験（７年10ヵ月）もあり、独立した立場から当社の経営に助言をいただくことで、取締役会の監査、監督機能を強化できると判断したものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。本総会終結の時をもって、同氏の社外取締役としての在任期間は４年、また、監査等委員である取締役としての在任期間は２年となります。
４．小林公司氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として企業会計に精通しているほか、大学教授としての職務経験もあり、独立した立場から当社の経営に助言をいただくことで、取締役会の監査、監督機能を強化できると判断したものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。本総会終結の時をもって、同氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、２年となります。
５．浅田恒博氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として企業税務に精通しているほか、税理士会においても指導的な要職にあり、独立した立場から当社の経営に助言をいただくことで、取締役会の監査、監督機能を強化できると判断したものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。本総会終結の時をもって、同氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、２年となります。
６．当社は、藤田清文氏、小林公司氏及び浅田恒博氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。本議案が承認可決され、３氏が選任された場合、当社は３氏と同様の内容の契約をそれぞれ締結する予定であります。
７．当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外取締役である藤田清文氏、小林公司氏及び浅田恒博氏を独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認可決され、３氏が選任された場合は、引き続き３氏を独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬算定方法の変更の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（以下「対象取締役等」という）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）とは別枠で、平成29年５月30日開催の第52期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）をご承認いただいておりますが、当社グループによる連結経営を強化する観点から、本制度の算定方法を変更いたしたいと存じます。

１．変更点

利益の指標といたしまして、当社個別（単体）営業利益としておりましたが、これを当社グループの連結営業利益に変更いたします。

２．変更の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社には、現在連結対象子会社が２社あり、今後、グループによる連結経営をより一層強化する観点から、本制度の利益指標を当社個別（単体）の営業利益から連結対象子会社も含めた連結営業利益へ変更するものであります。

なお、当社は、対象取締役等の報酬と当社グループの業績との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上、企業価値の増大への対象取締役等の貢献意欲の増大と株主の皆さまとの利益共有を図り、もって株主重視の経営意識をより一層高めていくためには、本制度の継続及び算定方法の変更は妥当であると考えております。

３．変更後の本制度の内容

(1) 対象期間等

上記の変更により本制度は、株式報酬として対象取締役等に対して、３事業年度である対象期間（当初は平成30年２月28日で終了する事業年度から平成32年２月29日で終了する事業年度まで）の最終事業年度における当社グループの連結営業利益目標の達成率等に応じて、対象期間において500百万円を上限として当社普通株式を交付することとなります。

なお、上記の当初の対象期間終了後も、本総会で承認を受けた範囲内で、次の３事業年度の期間を対象期間として、本制度の継続を当社取締役会において承認する場合があります。

(2) 対象者

本制度の対象となる取締役の員数は、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと４名になります。また、現在の執行役員の員数は５名であります。ただし、対象期間中の就退任の状況により、対象取締役等の人数は変動することがあります。

なお、対象期間中に対象取締役等に就任した者であって、対象期間の最終事業年度が終了する前に当該取締役等を任期満了等により退任した者につきましても支給対象といたします。ただし、その場合であっても、対象期間中に任期満了または定年退職を除く理由で退任（退職）した者については除外するものといたします。

(3) 交付の方法

対象期間の最終事業年度が終了した後に開催される取締役会において、(5) の基準によって算出された割当株式数を基礎として、各対象取締役等に対して現物出資に供するための金銭報酬債権を付与するものといたします。各対象取締役等は、当該金銭報酬債権を現物出資することにより、割当株式数に応じた当社普通株式を取得するものといたします。なお、当社普通株式の交付にあたっては、株式報酬としての自己株式の処分の方法によるものといたします。

(4) 本制度にかかる金銭報酬債権の報酬額及び割当株式数の上限

対象取締役等に支給する本制度にかかる金銭報酬債権の報酬額の上限は、対象期間において500百万円以内とし、割当てる当社普通株式の総数は対象期間において30万株以内といたします。

なお、当社の発行済株式の総数が株式の併合、株式の分割または株式無償割当て等によって増減した場合は、対象取締役等に対して交付される当社普通株式の数は、当社の取締役会による決定に基づき、その比率に応じて合理的に調整されるものといたします。また、金銭報酬債権の金額の上限または割当株式総数の上限を超えるおそれがある場合は、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役等に対して割当てる株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることができるものといたします。

(5) 連結営業利益目標の指標、算定の方法

本制度が当社グループの中長期的な業績向上及び企業価値の増大を主たる目的としていることに鑑み、当初の対象期間の最終事業年度である平成32年２月期における連結営業利益目標を12億円から26億円と設定いたします。当該連結営業利益が12億円を上回った場合に、以下に記載する「平成32年２月期 連結営業利益レベル別割当株式枠」に応じて、役割・職務、在任期間を含む業績貢献度等を勘案して対象取締役等ごとの割当株式数を算出するものといたします。算出した割当株式数に１株未満の端数が生じる場合、当該１株未満の端数は切り捨てるものといたします。

なお、本制度は対象期間の最終事業年度において連結営業利益目標を達成した場合にのみ効力を有するものとし、当初の対象期間の最終事業年度である平成32年２月期に連結営業利益目標を達成できなかった場合は、平成31年２月期に連結営業利益目標を達成していたとしても本制度は無効になるものといたします。

平成32年２月期 連結営業利益レベル別割当株式枠

連結営業利益レベル	割当株式枠（上限）	参考金額（注）
12億円以上18億円未満	100,000株	166,600千円
18億円以上26億円未満	200,000株	333,200千円
26億円以上	300,000株	499,800千円

（注）参考金額は、１株の株価を1,666円として算出しております。

(6) １株当たりの払込金額

本制度における対象取締役等に割当てられた当社普通株式１株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲内で取締役会において決定するものといたします。

(7) 税金の負担

本制度に基づく当社普通株式の取得にあたっては、各対象取締役等に納税費用が発生しますが、当該納税費用については各対象取締役等個人が負担するものといたします。

(8) その他

対象取締役等が取得した当社普通株式の取扱い、処分その他本制度の詳細については、当社と各対象取締役等との間で「業績連動型株式報酬制度割当契約書」を締結し、当該契約書に基づいて取り決めるものといたします。なお、企業再編等が生じた場合の本制度の取扱いについては、本制度自体の見直しを含めて取締役会において決議するものといたします。

(注) 当社の監査等委員会は、当社グループの中長期的な業績向上及び企業価値の増大等の観点から、本議案は適切であると判断しております。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：神戸市須磨区弥栄台二丁目７番地
エスパスフェリシモホール
Tel（078）325－5555
（駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。）

○神戸市営地下鉄
「総合運動公園」駅下車
改札を出て左側へ…徒歩約１分

○新幹線でお越しの場合
「新神戸」駅で乗り換え、神戸市営地下鉄で約23分

○京都・大阪方面よりお越しの場合
ＪＲ「三ノ宮」駅または、阪急・阪神電車の「神戸三宮」駅で乗り換え、神戸市営地下鉄で約21分